

広島県告示第七百七十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、令和四年十月二十七日までの間、縦覧に供する。

令和四年十月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

鞆松永線

三 道路の区域

区 間		新 旧	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
新	旧				
五八・四〇 六二・二〇	五八・四〇 六四・八〇				
一三・四〇	一三・四〇				
七・〇〇 七・〇〇					幅員減少 不用物件延長 メートル

福山市沼隈町大字能登原字田ノ浜一六五六番  
二地先から  
福山市沼隈町大字能登原字白浜一六七〇番一  
地先まで